

17. 学校感染症による出席停止について

下記の感染症と診断された場合は、出席停止になります。速やかに学校に連絡してください。

学校感染症出席停止の基準

分類	病名	出席停止の期間
第1種	<ul style="list-style-type: none"> ○エボラ出血熱 ○クリミア・コンゴ出血熱 ○痘そう ○南米出血熱 ○ペスト ○マールブルグ病 ○ラッサ熱 ○ジブテリア ○重症急性呼吸器症候群 (SARS) ○急性灰白髄炎 (ポリオ) ○中東呼吸器症候群 (MERS) ○特定鳥インフルエンザ 	治癒するまで
第2種	<ul style="list-style-type: none"> ○インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ・新型インフルエンザ等感染症を除く) ○新型コロナウイルス感染症 ○百日咳 	<ul style="list-style-type: none"> ○発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで ○発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後、1日を経過するまで ○特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで

分類	病名	出席停止の期間
第2種	<ul style="list-style-type: none"> ○麻しん (はしか) ○流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) ○風しん ○水痘 (みずぼうそう) ○咽頭結膜熱 ○結核 ○髄膜炎菌性髄膜炎 	<ul style="list-style-type: none"> ○解熱後3日を経過するまで ○耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ全身状態が良好となるまで ○発疹が消失するまで ○すべての発疹が痂皮化するまで ○主要症状が消失した後2日を経過するまで ○症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
第3種	<ul style="list-style-type: none"> ○コレラ ○細菌性赤痢 ○腸管出血性大腸菌感染症 ○腸チフス ○パラチフス ○流行性角結膜炎 ○急性出血性結膜炎 ○その他の感染症 	<ul style="list-style-type: none"> ○症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで ○「その他の感染症」は必要がある時に限られるため、出席停止とならない場合があります。主治医の指示に従ってください。

※その他の感染症：○溶連菌感染症
○マイコプラズマ感染症
○RSウイルス感染症 など